

## 第 2 機 構

第二  
機

構

- 1 税務機構図
- 2 税務事務分掌（本庁、県税事務所及び地域事務所）
- 3 税務職員の配分数・現員

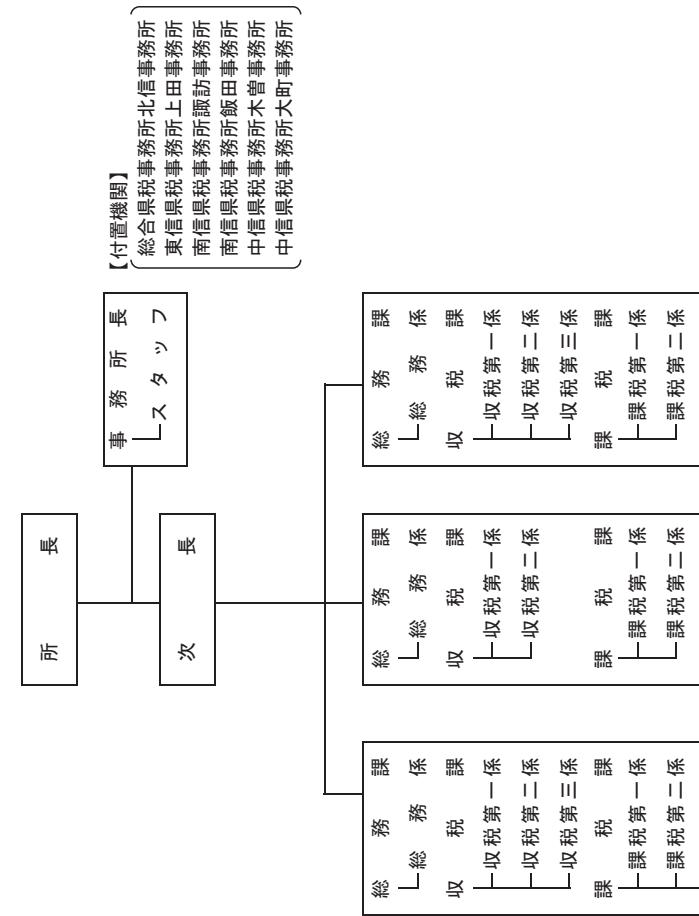
# 1 税務機構圖

令和7年4月1日現在

## 【本庁】



## 【県税事務所】



〔中信〕  
〔東信〕  
〔総合〕  
〔東信〕  
〔南信〕

総務係	課税係	税務課長	総務部次長	副知事	知事	軽油特別調査班	家屋評価班	外形標準課税調査班	徴収対策担当	兼務	総合	東信	南信	東信	南信	中信	中信
						（自動車税係 （松本・長野分室））											

※ 軽油特別調査班は県税事務所課税課の職員に兼務させる。

※ 家屋評価班は、県税事務所に駐在する。

※ 外形標準課税調査班は本庁の本務職員のほか、県税事務所又は地域事務所の職員に兼務させる。  
※ 徴収対策担当は本庁の本務職員のほか、県税事務所又は地域事務所の職員に兼務させる。

## 2 税務事務分掌

### (1) 本庁

総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の人事に関すること。</li> <li>2 職員の服務、給与に関すること。</li> <li>3 岁出予算の編成及び執行に関すること。</li> <li>4 物品の出納及び管理に関すること。</li> <li>5 公印の管守に関すること。</li> <li>6 文書の収受、保存に関すること。</li> <li>7 税理士登録に関すること。</li> <li>8 県税歳入予算の編成及び決算に関すること。</li> <li>9 条例、規則の制定、改廃に関すること。</li> <li>10 地方交付税の資料調査に関すること。</li> <li>11 収入管理事務に関すること。</li> <li>12 事務改善に関すること。</li> <li>13 税務広報、税務統計に関すること。</li> <li>14 職員の研修に関すること。</li> <li>15 租税教育に関すること。</li> <li>16 納税貯蓄組合に関すること。</li> <li>17 納税者の表彰に関すること。</li> <li>18 税政研究会に関すること。</li> <li>19 政策税制に関すること。</li> <li>20 ふるさと信州寄付金に関すること。</li> </ol>
課税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民税に関すること。</li> <li>2 事業税に関すること。</li> <li>3 外形標準課税に関すること。</li> <li>4 地方法人特別税に関すること。</li> <li>5 鉱区税に関すること。</li> <li>6 地方消費税に関すること。</li> <li>7 県たばこ税に関すること。</li> <li>8 ゴルフ場利用税に関すること。</li> <li>9 軽油引取税に関すること。</li> <li>10 狩猟税に関すること。</li> <li>11 不動産取得税に関すること。</li> <li>12 固定資産税（大規模償却資産）に関すること。</li> <li>13 宿泊税に関すること。</li> </ol>
自動車税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車税（種別割）に関すること。</li> <li>2 自動車税（環境性能割）及び自動車取得税に関すること。</li> </ol>
税務電算係	税務電算システムに関すること。
軽油特別調査班	軽油引取税に関する専門的調査及び指導に関すること。
家屋評価班	不動産取得税に係る家屋評価及び指導に関すること。
外形標準課税調査班	法人事業税の附加価値割及び資本割の調査事務に関すること。
自動車税分室 (松本・長野)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車税（種別割・環境性能割）及び自動車取得税の収納事務に関すること。</li> <li>2 自動車税種別割に係る証明書の交付に関すること。</li> </ol>
徴収対策担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税の徴収対策に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>2 滞納税額が高額又は徴収することが困難である県税（個人県民税を除く。）及びその付帯債権の徴収及び滞納処分に関すること。</li> <li>3 個人県民税及び個人県民税に係る付帯債権の未収金対策に関すること。</li> <li>4 長野県地方税滞納整理機構負担金に関すること。</li> </ol>

(2) 県税事務所及び地域事務所

総務課	県税その他徴収金の収納管理及び庶務に関すること。
総務係	
収税課	
収税第一係	県税の徴収、滞納処分及び市町村税の徴収支援に関すること。
収税第二係	
収税第三係	
課税課	県税の賦課に関すること。
課税第一係	県税の賦課（不動産取得税を除く。）に関すること。
課税第二係	県税の賦課（主として不動産取得税）に関すること。
課税第三係	県税の賦課（不動産取得税を除く。）に関すること。
スタッフ	県税その他徴収金の収納管理及び庶務並びに県税の徴収、滞納処分及び市町村税の徴収支援に関すること。

### 3 税務職員の配分数・現員

(令和7.8.1現在)

係 数	職 員 配 分 数	現 員 員	所 長 及 び 事 務 所 長	係 別 人 員																税 務 事 務 員		
				総 務 係	収 税 第一 係	収 税 第二 係	収 税 第三 係	課 税 第一 係	課 税 第二 係	課 税 第三 係	ス タ ッ フ	総 務 係	課 税 係	自 動 車 税 係	税 務 電 算 係	軽 油 特 別 調 査 班	家 屋 評 価 班	調 外 形 標 準 課 班	（ 自 業 動 車 委 税 託 分 ） 室			
総合	7	43	45	1	6	6	5	4	9	9	5	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(2)	3	
北信	-	7	6	1	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東信	5	32	32	1	6	4	4	-	9	8	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(1)	2	
東信上田	-	11	11	1	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	1	
南信	5	34	35	1	6	4	3	-	10	11	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(1)	2	
南信諫訪	-	12	12	1	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
南信飯田	-	10	11	1	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	1	
中信	6	40	43	1	6	6	5	4	12	9	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(2)	3	
中信木曽	-	5	5	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中信大町	-	6	6	1	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	23	200	206	10	24	20	17	8	40	37	5	45	-	-	-	(4)	(4)	(4)	-	(8)	13	
本庁	4	37	42	-	-	-	-	-	-	-	-	10	11	6	5	-	4	3	-	3	3	
合計	27	237	248	10	24	20	17	8	40	37	5	45	10	11	6	5	- (4)	4 (4)	3 (4)	-	3 (8)	16

1 本庁の税務課長、課長補佐は総務係に含む。

2 県税事務所の次長は総務係、収税課長は収税第一係、課税課長は課税第一係に含む。

3 軽油特別調査班、家屋評価班、外形標準課税調査班、徴収対策担当欄の（ ）書きは、県税事務所の兼務者数を示す。

4 欠員補充の任期付職員、臨時の任用職員を含む。